

『訪問看護サービス』

重要事項説明書 利用契約書

有限会社ケアサービス
ケアフル訪問看護リハビリステーション

重要事項説明書

(訪問看護)

1. 事業所の概要

事業所名	有限会社ケアサービス ケアフル訪問看護リハビリステーション
所在地	岐阜県美濃加茂市川合町2丁目7-21
事業所指定番号	岐阜県 2161290057号
管理者・連絡先	丹羽 千春 電話：0574-49-7570
サービス提供地域	美濃加茂市、可児市

2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	業務の管理を一元的に行います	1名(常勤)
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します	5名(常勤) 5名(非常勤)
理学療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします	7名(常勤) 0名(非常勤)
作業療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします	0名(常勤) 0名(非常勤)
言語聴覚士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へのリハビリをします	0名(常勤) 0名(非常勤)
事務担当職員	事務業務または事務職員の連絡等を行います	1名(常勤) 1名(非常勤)

3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで ※年末年始(12月29日から1月3日)、 土日祝日はお休みとさせていただきます。	午前9時から午後5時まで

4. サービスの提供方針

- ①指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
- ②指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- ③訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

5. サービス内容

- ①健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- ②日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- ③在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
- ④療養生活や介護方法の指導
- ⑤認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧終末期の看護

6. サービス提供に関して

①訪問看護について

「訪問看護」は、利用者の居宅において看護師その他省令で定めるものが療養上の世話、又は必要な診療の補助を行うサービスです。

②リハビリテーションについて

理学療法士等がリハビリテーションを提供する場合は、看護職員が定期的に訪問を行い、利用者の状況や実施した看護・リハビリテーションの情報を共有し、サービスを提供します。

③訪問看護計画について

サービスは、「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。

④サービス提供の記録について

サービスを提供した時は、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等の書面に記載します。

事業者は、一定期間ごとに「訪問看護契約書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録」その他の記録を作成し、その他の記録を作成完成后5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

⑤訪問職員は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。

- ⑥訪問看護師は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。
- ⑦訪問職員に対するお茶やお菓子等のもてなしや、贈り物やお金等の謝礼はご遠慮させていただきます。
- ⑧サービス提供時、犬等のペットの放し飼いは訪問看護の妨げになります。また、咬傷等の恐れがありますので、安全な場所に繋いで下さい。なお、万が一咬傷等の事故が発生した場合、治療費の請求をお願いする場合があります。
- ⑨車輛を使つての訪問になりますので駐車場の確保をお願いします。
- ※なお、訪問車両には社名のマグネットシートが付けてありますのでご了承ください。

マグネットシートを付けての訪問 可 / 不可

7. 利用料金等について

- ①利用料金につきましては別紙をご参照ください。
- ②この金額は、介護保険・医療保険の法定利用料に基づく金額です。
- ③介護保険でご利用の場合、介護保険外のサービスとなる部分（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）は、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります）
- ④利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行しお支払い頂きます。
- （注）交通費は、事業者の通常のサービス地域をこえる場合にのみ必要となります。

8. サービスのキャンセル

- ①利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。
- 連絡先： 0574-49-7570**
- ②利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。連絡がなく訪問職員がお家に伺った場合は、キャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。
- キャンセル料金： 2,160円**

9. 秘密保持

事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。ただし、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者またはその家族から文章で同意を得るものとします。

10. ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約の解除をする場合があります。(叩く、蹴る、暴言で威嚇する、怒鳴る、身体を押さえつける、性的な発言をする、叫ぶあるいは大声を出す)

11. 業務継続計画の策定等について

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 衛生管理等

- ①看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - 1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
 - 2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - 3) 従業員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	大川 里枝
-------------	-------

- ②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- ③虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤サービス提供中に、当該事業所従業員または擁護者(現に擁護している家族、親族、同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

14. 相談窓口、苦情対応

- ①利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者・介護支援専門員・市町村又は国民健康保険団体連合会等に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- ②事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- ③事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

<事業所窓口>

電話番号	0574-49-7570
FAX番号	0574-49-7571
担当者	大川 里枝
その他	※対応時間は月曜日から金曜日の午前9時～午後5時 ※不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者に引き継ぎます。

<その他窓口>

岐阜県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地：岐阜県岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内
	電話番号：058-275-9826
美濃加茂市役所 高齢福祉課	所在地：岐阜県美濃加茂市太田町3431
	電話番号：0574-25-2111
可児市役所 高齢福祉課	所在地：岐阜県可児市広見1-1
	電話番号：0574-62-1111
坂祝町役場 福祉課	所在地：岐阜県加茂郡坂祝町取組46-18
	電話番号：0574-26-7111
富加町役場 福祉保健課	所在地：岐阜県加茂郡富加町滝田1511
	電話番号：0574-54-2111
川辺町役場 住民課	所在地：岐阜県加茂郡川辺町中川辺1581-4
	電話番号：0574-53-2511
八百津町役場 健康福祉課	所在地：岐阜県加茂郡八百津町八百津3903-2
	電話番号：0574-43-2111
御嵩町役場 保険長寿課	所在地：岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239-1
	電話番号：0574-67-2111
七宗町役場 住民課	所在地：岐阜県加茂郡七宗町上麻生2442-3
	電話番号：0574-48-1111

15. 事故発生時の対応

利用者に対する事故が発生した場合は、速やかにご家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事業所が所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具などの不備や業務上のミスが原因で、第三者の身体障害や財物損壊等が生じ、被害者側との間に損害賠償問題が発生した場合の補償として保険に加入しています。

16. 運営法人の概要

事業者	有限会社ケアサービス
代表者	代表取締役 鈴木 大介
所在地・連絡先	〒505-0022 岐阜県美濃加茂市川合町2丁目7-21 電話：0574-49-7570 FAX：0574-49-7571
事業所	ケアフル訪問看護リハビリステーション
管理者	丹羽 千春
所在地・連絡先	〒505-0022 岐阜県美濃加茂市川合町2丁目7-21 電話：0574-49-7570 FAX：0574-49-7571

【説明者確認欄】 重要事項について文章を交付し説明しました。

事業者 所在地 〒505-0022
岐阜県美濃加茂市川合町2-7-21
名 称 有限会社 ケアサービス
代表者 代表取締役 鈴木 大介



事業所 所在地 〒505-0022
岐阜県美濃加茂市川合町2-7-21
名 称 ケアフル訪問看護リハビリステーション
管理者 丹羽 千春

説明者 _____

【利用者確認欄】 私は重要事項について説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者 _____

代理人が説明を受け、同意しました。

代理人 _____

続柄： ()

訪問看護サービス利用契約書

第1条 契約の目的

- 1 事業者は、介護保険法及び医療保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付及び医療給付の対象となる訪問看護サービスを提供します。利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。
- 2 事業者が利用者に対して実施する訪問看護サービスの内容、利用日、利用時間等は別に示す「訪問看護計画」に定めるとおりとします。

第2条 契約期間

- 1 この契約の契約期間は契約締結日から1年間までとします。
ただし、第8条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。
- 2 上記の契約期間は、契約満了の7日前までに利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、自動更新されるものとします。

第3条 訪問看護計画及び変更とサービス提供

- 1 介護保険で利用の場合、事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意思を踏まえて、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、必要となるサービス種類ごとに「訪問看護計画書」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。
- 2 事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更がケアプランの範囲内で可能なときは、速やかに「訪問看護計画書」の変更等の対応を行います。
- 3 事業者は、利用者がケアプランの変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。
- 4 医療保険で利用の場合、事業者は主治医の指示に基づき、利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて「訪問看護計画書」を作成しこれに従って計画的にサービスを提供します。
- 5 理学療法士等がリハビリテーションを提供する場合は、看護職員が定期的に訪問を行い、利用者の状況や実施した看護・リハビリテーションの情報を共有し、サービスを提供します。

第4条 サービス内容等の記録作成及び保存

- 1 事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日時、内容等の必要事項を、所定の書面に記載します。
- 2 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護契約書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録」その他の記録を作成します。
- 3 事業者はサービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。
- 4 利用者は、事業者に対し、いつでも第1項、第2項に規定する書面そのほかのサービスの提

供に関する記録の閲覧、謄写を求めることが出来ます。ただし、謄写に関しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

第5条 利用料の支払、滞納及び変更

- 1 サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに別紙に記載するとおりとします。
ただし、契約有効期間中、介護保険・医療保険等の関係法令の改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定以後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。
- 2 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の相当な期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払わない時に限り、文書により契約を解除することが出来ます。
- 3 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、介護保険での利用者に対して居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

第6条 利用者からの契約解除

- 1 利用者は、少なくとも7日前までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することが出来ます。
- 2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することが出来ます。

第7条 事業者からの契約解除

事業者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することが出来るものとします。

- 1 利用者が、契約締結時及び本契約期間中にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- 2 利用者がサービス実施のため必要な事項に関する確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因してその結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- 3 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を3ヶ月以上滞納し、1ヶ月以上の相当な期間を定めた支払いの催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- 4 利用者が、故意又は法令違反その他重大な過失により事業者又は従業者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷付けたり、又は著しい不信行為を行うことにより本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

第8条 契約の終了

次のいずれかの事由が発生した場合には、この契約は終了するものとします。

- 1 第2条の規定により事前に更新の合意がなされず、契約の有効期間が満了したとき
- 2 第6条の規定により利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- 3 第7条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
- 4 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき
 - 1) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院した場合
 - 2) 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - 3) 利用者が死亡した場合

第9条 損害賠償

事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合はその損害を賠償します。ただし事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

第10条 個人情報の取扱いに係わる事項

1 利用期間

サービス提供に必要な期間及び第2条に定める契約期間に準じます。

2 利用目的

- 1) 利用者に提供する訪問看護サービスの計画・報告・連絡・相談等のため
- 2) 医療保険・介護保険請求等の事務のため
- 3) 事故等の報告・連絡・相談のため
- 4) 利用者への看護サービスの質向上に向けたケア会議・研修等のため
- 5) 主治医の所属する医療機関、連携医療機関、利用者に居宅サービスを提供するほかの居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携・照会への回答のため
- 6) その他業務委託
- 7) 家族等介護者への心身の状況説明のため
- 8) 医療保険・介護保険事務の委託のため
- 9) 審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答のため
- 10) 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等のため
- 11) 看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料作成のため
- 12) 訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力のため
- 13) 学会等での発表（原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます）のため

3 使用範囲

利用しているサービスの事業者、これから利用予定のあるサービスの事業者、医療関係者

4 使用条件

- 1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外、決して利用しません

また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らすことはありません。

2) 事業者は、個人情報に関係者以外の者に漏れることの無いように細心の注意を払い、個人情報を使用した会議、相手方及び内容等の経過を記録します。

5 利用者は、この項目について本契約締結と同時に同意したものとします。

第11条 契約外条項等

1 この契約及び介護保険、医療保険等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。

2 この契約書は、介護保険法に基づくサービス、医療保険制度に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

事業者 所在地 〒505-0022
岐阜県美濃加茂市川合町2-7-21

名 称 有限会社 ケアサービス

代表者 代表取締役 鈴木 大介



事業所 所在地 〒505-0022
岐阜県美濃加茂市川合町2-7-21

名 称 ケアフル訪問看護リハビリステーション

管理者 丹羽 千春

事業所指定番号 岐阜県 2161290057 号

※上記のとおり、訪問看護サービスの契約を締結します。

令和 年 月 日

利用者 氏 名 _____ 印

住 所 _____

電 話 番 号 _____

緊急連絡先 _____

代理人 氏 名 _____ 印

続柄：()

住 所 _____

電 話 番 号 _____